

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第34号

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条 総務企画局人事部人材育成・女性活躍推進課の項中「研修係」を削り、同条総務企画局国際部アジア交流課の項中「中国係」を「交流韓国・環黄海係」企画係に改め、同条市民文化スポーツ局市民部地域振興課の項中「市民活動支援係」を削り、同条市民文化スポーツ局市民部の項中「市民センター室」を「市民活動推進課」に改め、同条市民文化スポーツ局安全・安心部の項を次市民活動推進係」とのように改める。

安全・安心推進部

安全・安心推進課

計画係

地域防犯係

安全・安心都市整備課

都市啓発係

環境整備係

安全・安心相談センター

相談係

第1条 市民文化スポーツ局民事暴力相談センターの項を削り、同条保健福祉局保健医療部保健医療課の項中「地域医療係」を「保健医療係」に改め、同条保健福祉局保健医療部の項に次のように加える。

第2夜間・休日急患センター準備室

第1条 保健福祉局人権推進センター人権文化推進課の項中「情報相談係」を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部保育課の項中「指導係」を「保育係」保育係に改め、指導係

に改め、同条子ども家庭局子ども家庭部青少年課の項中「青少年育成係」

を「青少年育成係」に改め、同条環境局環境未来都市推進室の項中「事業調  
若者支援係」

整係」を「低炭素推進係」に改め、「調整係」を削り、同条産業経済局  
自然共生係」

「産業政策課	「雇用政策課
政策係	労政企画係
総務政策部の項中 学術振興課	雇用対策係
学術振興係」	サービス産業政策課
	サービス産業政策係」

条産業経済局の項中「風評被害防止対策室」を「新成長戦略推進室」に改め  
政策係」

、同条産業経済局雇用開発室の項を削り、同条産業経済局地域産業振興部の  
項中「貿易振興課」を「国際ビジネス振興課」に改め、同条産業経済局  
貿易振興係」 国際ビジネス振興係」

新産業振興部の項に次のように加える。

高度人材育成課  
学術振興係

第1条産業経済局観光部観光・コンベンション課の項の次に次のように加  
える。

にぎわい推進課  
にぎわい推進係

第1条産業経済局観光部門司港レトロ課の項中「企画係」を「企画調整係」  
に改め、同条産業経済局農林水産部の項中「地産地消推進課」を「6次產  
業・地産地消課」に改め、同条産業経済局農林水産部の項に次のように加え  
地消係」

る。

鳥獣被害対策課  
イノシシ・サル対策係

第1条建築都市局住宅部住環境整備課の項中「住環境整備課」を「住まい  
向上支援課」に、「住環境整備係」を「住環境整備係」に改め、同条建  
住宅リフォーム係」

築都市局建築部建築課の項中「建築第一係」を「設計係」に改め、同条港湾建築第二係」工事係」

空港局総務部総務経営課の項中「総務経営課」を「総務企画課」に、「庶務係」を「経営係」に、「水際線係」を「水際線活用推進係」に改め、同条港湾空港局港営部物流振興課の項中「企画調査係」を「物流振興係」に改め、同条港湾空港局整備部の項を次のように改める。

整備部

整備課

管理係

建設係

設計第一係

設計第二係

計画課

計画第一係

計画第二係

事業係

事業調整課

事業調整係

第3条総務企画局総務部総務課庶務係の項第6号中「シティプロモーション部」を「他課」に改め、同条総務企画局人事部人材育成・女性活躍推進課研修係の項を削り、同条総務企画局人事部人材育成・女性活躍推進課人材育成係の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 課の庶務に関すること。

第3条総務企画局政策部企画課企画係の項第2号中「(成長戦略を除く。)」を削り、同項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、同条総務企画局政策部政策調整課政策調整係の項第5号中「市の成長戦略」を「環境未来都市及び国際戦略総合特区の推進」に改め、同項に次の3号を加える。

(6) 地方分権改革に関すること。

(7) 市長会及び指定都市市長会に関すること。

(8) 大都市制度の調査研究に関すること。

第3条総務企画局国際部アジア交流課の項を次のように改める。

アジア交流課

#### 交流係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 中国、韓国及び東南アジア地域との交流に関すること。

#### 企画係

- (1) 東アジア経済交流推進機構に関すること。

第3条市民文化スポーツ局市民部地域振興課コミュニティ活動支援係の項に次の2号を加える。

- (6) 市民センターの管理運営に関すること。
- (7) 市民センターの整備に関すること。

第3条市民文化スポーツ局市民部地域振興課市民活動支援係の項を削り、同条市民文化スポーツ局市民部市民センター室の項を次のように改める。

#### 市民活動推進課

##### 市民活動推進係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市民活動団体等の活動の推進に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人の認証及び認定特定非営利活動法人の認定に関すること。
- (4) 市民活動団体等との協働によるまちづくりの推進に関すること。

第3条市民文化スポーツ局安全・安心部の項を次のように改める。

#### 安全・安心推進部

##### 安全・安心推進課

###### 計画係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 安全・安心施策の推進に関すること。
- (3) 安全・安心施策に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 他の局、室に属さない市民生活の安全に関すること。

###### 地域防犯係

- (1) 地域防犯に関すること。
- (2) シンナー等薬物乱用防止に係る連絡調整に関すること。
- (3) 暴力追放推進協議会に関すること。
- (4) 暴力団排除条例の運用に関すること。
- (5) 警察との連絡調整に関すること。

#### 安全・安心都市整備課

### 都市啓発係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 安全・安心な都市環境づくりの啓発に関すること。
- (3) モラル・マナーに関すること。
- (4) 交通安全対策関係の予算及び決算の総括に関すること。
- (5) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 交通安全思想の普及に関すること。
- (7) 交通安全推進会議に関すること。
- (8) 山九交通遺児奨学金基金に関すること。

### 環境整備係

- (1) 安全・安心に係る環境整備の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 防犯灯に関すること。
- (3) 防犯カメラに関すること。

### 安全・安心相談センター

#### 相談係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 安全・安心に関する市民意見・要望の総括に関すること。
- (3) 交通事故相談に関すること。
- (4) 民事介入暴力に係る各種相談に関すること。
- (5) 犯罪被害者等の支援・相談に関すること。
- (6) 生活環境パトロールの計画及び実施に関すること。
- (7) 生活環境に関する通報の収受及び連絡調整に関すること。

第3条市民文化スポーツ局民事暴力相談センターの項を削り、同条保健福祉局地域支援部健康推進課健康づくり係の項第5号を削り、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課企画調整係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課障害者事業支援係の項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項に次の2号を加える。

- (6) 心身障害者扶養共済に関すること。
- (7) 特別障害者手当等に関すること。

第3条保健福祉局保健医療部保健医療課地域医療係の項中「地域医療係」

を「保健医療係」に改め、同項第5号中「夜間・休日急患センター」を「夜間・休日急患センター及び第2夜間・休日急患センター準備室」に改め、同条保健福祉局保健医療部の項に次のように加える。

#### 第2夜間・休日急患センター準備室

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 第2夜間・休日急患センターの開設準備に関すること。

第3条保健福祉局人権推進センター人権文化推進課企画調整係の項に次の3号を加える。

- (5) 人権啓発に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (6) 人権に係る情報の収集及び発信に関すること。
- (7) 人権に係る相談に関すること。

第3条保健福祉局人権推進センター人権文化推進課啓発推進係の項第2号中「人権啓発に係る関係機関及び団体との連絡調整」を「人権啓発のための教材等」に改め、同条保健福祉局人権推進センター人権文化推進課情報相談係の項を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課放課後児童係の項に次の1号を加える。

- (3) 地域における子育て支援に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課母子保健係の項第2号を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部保育課指導係の項を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部保育課保育係の項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 課の庶務に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部保育課の項に次のように加える。

#### 指導係

- (1) 保育所の認可及び指導に関すること。
- (2) 民間保育所の助成に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部青少年課青少年育成係の項の次に次のように加える。

#### 若者支援係

- (1) 若者の支援に関すること。

第3条環境局環境未来都市推進室事業調整係の項中「事業調整係」を「低炭素推進係」に改め、同項第3号中「北九州市環境モデル都市地域推進会議」を「環境未来都市及び国際戦略総合特区の推進に係る局内の総括」に改め、同項第4号中「北九州市環境モデル都市庁内推進本部」を「都市環境の低

炭素化に係る総合調整」に改め、同項の次に次のように加える。

#### 自然共生係

- (1) 自然環境の保全（他局の所管に属するものを除く。）に関すること。

第3条環境局環境未来都市推進室政策係の項第1号中「環境活動」を「環境行動」に改め、同条環境局環境未来都市推進室調整係の項及び同条環境局環境未来都市推進室自然共生係の項を削り、同条環境局環境監視部環境保全課水質土壤係の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る届出の受理及び審査に関すること。

第3条環境局環境監視部産業廃棄物対策室の項第6号中「届出等の受理」を「届出の受理及び許可」に改め、同条環境局循環社会推進部業務課業務第一係の項第3号中「し尿処理業の許可並びに業者」を「し尿処理の委託並びに委託業者」に改め、同条産業経済局総務政策部産業政策課の項を次のように改める。

#### 雇用政策課

##### 労政企画係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 雇用に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 労働に関する情報の収集及び労働団体に関すること。
- (4) 雇用創出及び地域産業の振興に関する人材開発に関すること。
- (5) 新卒者の雇用に関すること。

##### 雇用対策係

- (1) Uターン事業及びIターン事業に関すること。
- (2) 高年齢者の雇用に関すること。
- (3) 雇用創出（他係の所管に属するものを除く。）、失業対策及び緊急雇用対策に関すること。
- (4) 高年齢者就業支援センターに関すること。
- (5) 若者ワークプラザ北九州に関すること。
- (6) シルバー人材センターに関すること。

第3条産業経済局総務政策部学術振興課の項を次のように改める。

#### サービス産業政策課

##### サービス産業政策係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) サービス産業の振興に関すること。
- (3) サービス産業の振興に係る関係部局との連絡調整に関すること。

第3条産業経済局風評被害防止対策室の項を次のように改める。

#### 新成長戦略推進室

##### 政策係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 産業振興政策の総括に関すること。
- (3) 産業振興政策に関する企画及び調査に関すること。
- (4) 地域経済に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 新成長戦略に関する総括及び政策調整に関すること。
- (6) 環境産業の創出及び推進に関すること。
- (7) 特定分野に属さない産業政策の調整に関すること。

第3条産業経済局雇用開発室の項を削り、同条産業経済局地域産業振興部中小企業振興課中小企業係の項に次の1号を加える。

- (8) ベンチャー企業の創出に関すること。

第3条産業経済局地域産業振興部貿易振興課の項中「貿易振興課」を「  
貿易振興係」

国際ビジネス振興課に改め、同条産業経済局新産業振興部新産業振興課  
国際ビジネス振興係」

新産業係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同条産業経済局新産業振興部の項に次のように加える。

#### 高度人材育成課

##### 学術振興係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 高度人材の育成に関すること。
- (3) 学術振興に関する企画及び調査に関すること。
- (4) 公立大学法人北九州市立大学に関すること。
- (5) 市内の大学等の支援に関すること。
- (6) 技術交流の推進に関すること。
- (7) 技術及び技能の振興に関すること。
- (8) 産業技術保存継承センターに関すること。

第3条産業経済局観光部観光・コンベンション課観光企画係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条産業経済局観光部観光・コンベンション課の項の次に次のように加える。

にぎわい推進課

にぎわい推進係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) にぎわいづくりに関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 集客交流産業の振興に関する事。
- (4) 環境観光及びものづくり観光に関する事。

第3条産業経済局観光部門司港レトロ課企画係の項中「企画係」を「企画調整係」に改め、同条産業経済局農林水産部農林課農林管理係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条産業経済局農林水産部地産地消推進課の項中「地産地消推進課」を「6次産業・地産地消課  
地産地消係」

に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地元産品の6次産業化の推進に関する事。

第3条産業経済局農林水産部の項に次のように加える。

鳥獣被害対策課

イノシシ・サル対策係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 有害鳥獣被害対策の企画及び実施に関する事。
- (3) 有害鳥獣の捕獲の許可に関する事。

第3条産業経済局事業部管理課庶務係の項第4号中「競艇臨時従事員の任免、賃金及び福利厚生」を「競輪及び競艇の広報宣伝計画及びファンサービス」に改め、同条建設局総務部総務課庶務係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条建設局総務部総務課経理係の項第3号及び第4号中「（企業会計に係るものを除く。）」を削り、同条建設局道路部道路維持課道路維持係の項に次の1号を加える。

- (4) モノレール軌道長寿命化事業の認可申請、調査及び設計に関する事。

第3条建設局道路部街路課  
街路第一係の項第3号を削り、同条建設局公園  
街路第二係

緑地部公園管理課企画係の項に次の1号を加える。

(4) 都市整備公社に関すること。

第3条建設局河川部水環境課管理係の項第3号から第6号までを削り、同条建設局河川部河川整備課維持係の項に次の4号を加える。

(6) 河川及び水路の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更に関すること。

(7) 河川及び水路の管理、境界の明示、占用、使用及び巡視の統括に関すること。

(8) 河川及び水路の統計調査に関すること。

(9) 水環境館、ほたる館等の維持管理に関すること。

第3条建築都市局指導部建築指導課建築法規係の項に次の1号を加える。

(9) 老朽家屋等の解体費の助成に関すること。

第3条建築都市局整備部都心・副都心開発室の項第5号を削り、同条建築都市局住宅部住宅整備課整備第一係の項第1号中「住環境整備課及び丸山・整備第二係

大谷開発事務所」を「住まい向上支援課」に改め、同条建築都市局住宅部住環境整備課の項中「住環境整備課」を「住まい向上支援課」に改め、同条建築都市局住宅部住環境整備課住環境整備係の項第6号を削り、同条建築都市局住宅部住環境整備課の項に次のように加える。

#### 住宅リフォーム係

(1) 住宅のリフォーム工事費の助成に関すること。

(2) 住宅等の耐震改修工事費の助成に関すること。

第3条建築都市局建築部建築課建築第一係の項を次のように改める。  
建築第二係

#### 設計係

(1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の建築工事の設計に関するこ

#### 工事係

(1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の建築工事の工事監理及び検査に関するこ

第3条港湾空港局総務部総務経営課の項中「総務経営課」を「総務企画課  
庶務係」企画係

に改め、同条港湾空港局総務部総務経営課庶務係の項中第9号を第10号」とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 港湾空港行政に係る総合的な企画及び調整に関すること。

第3条港湾空港局総務部総務経営課振興係の項第3号中「社団法人北九州港振興協会」を「一般社団法人北九州港振興協会」に改め、同条港湾空港局総務部総務経営課水際線係の項中「水際線係」を「水際線活用推進係」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 港湾関連施設の活用の推進に関すること。

第3条港湾空港局港営部港営課港務係の項に次の3号を加える。

(8) 港湾施策の企画に関すること。

(9) 港湾の保安対策に関すること。

(10) 通関、入国管理及び検疫に関する国の機関との調整に関すること。

第3条港湾空港局港営部港営課施設係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、同条港湾空港局港営部物流振興課企画調査係の項中「企画調査係」を「物流振興係」に改め、同条港湾空港局整備部管理課の項を次のように改める。

整備課

管理係

(1) 部、課の庶務に関すること。

(2) 補助事業の申請、請求及び精算に関する事（計画課及び事業調整課の所管に属するものを含む。次号から第5号までにおいて同じ。）。

(3) 軽微な工事及び業務委託（工事に係るもの除く。）の契約に関する事。

(4) 財産の管理に関する事。

(5) その他経理に関する事。

(6) 港湾環境整備負担金に関する事。

建設係

(1) 工事の施行の総括に関する事。

(2) 港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等の規制に関する技術審査の総括に関する事。

(3) 公有水面（海面に限る。）埋立の免許の技術審査に関する事。

設計第一係

設計第二係

- (1) 工事の調査及び設計に関すること。
- (2) 工事の検査に関すること。

第3条港湾空港局整備部計画課計画第一係の項第5号を削り、同条港湾空港局整備部整備課の項を次のように改める。

#### 事業調整課

##### 事業調整係

- (1) 工事に係る土地、工作物その他の物件の取得、移転及び借受け並びにこれらに伴う調整及び補償に関すること。
- (2) 空港アクセス充実に係る運輸施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 港湾事業の調査及び調整に関すること。

第5条第3項中「、市民センター室」を削り、同条第6項中「担当係長」の次に「、看護師長（第2夜間・休日急患センター準備室に限る。）」を加える。

第7条中「市民センター室長、生活環境パトロールセンター所長、民事暴力相談センターチャンス長」を「安全・安心相談センター所長、第2夜間・休日急患センター準備室長」に、「雇用開発室次長」を「新成長戦略推進室次長」に改める。

第8条第4項中「市民センター室長」を「第2夜間・休日急患センター準備室長」に、「生活環境パトロールセンター所長」を「安全・安心相談センター所長」に改め、同条第5項中「生活環境パトロールセンターチャンス長」を「第2夜間・休日急患センター準備室次長」に改める。

#### （北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「シティプロモーション首都圏本部」を「職員研修所、シティプロモーション首都圏本部」に改め、「、食肉センター」を削り、「夜宮青少年センター」の次に「、ユースステーション」を加える。

#### 別表第1の総務企画局の項中

総務部	北九州市立文書館	北九州市小倉北区大手町11番5号	第3類	館長
を				

総務部	北九州市立文書館	北九州市小倉北区大手町11番5号	第3類	館長
	北九州市職員研修所	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番1号	第2類	所長

に

改め、同表の市民文化スポーツ局安全・安心部の項中「安全・安心部」を安全・安心推進部に改め、同表の保健福祉局人権推進センターの項中「北九州市門司区吉志二丁目15番5号」を「北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号」に改め、同表の子ども家庭局子ども家庭部の項中

北九州市立夜宮青少年センター	北九州市戸畠区夜宮一丁目2番1号	第3類	所長

を

北九州市立夜宮青少年センター	北九州市戸畠区夜宮一丁目2番1号	第3類	所長
	北九州市立ユースステーション	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号	第3類

に

改め、同表の建築都市局の項中

北九州市	北九州市八	第2類	所長

	折尾総合 整備事務 所	幡西区折尾 四丁目8番 18号		
住宅部	北九州市 丸山・大 谷開発事 務所	北九州市八 幡東区中央 二丁目1番 1号	第3類	所長

を

	北九州市 折尾総合 整備事務 所	北九州市八 幡西区折尾 四丁目8番 18号	第2類	所長
--	---------------------------	--------------------------------	-----	----

に

改め、同表の戸畠区役所保健福祉課の項中

	北九州市 立西戸畠 保育所	北九州市戸 畠区南鳥旗 町3番17 号	第4類	所長
	北九州市 立初音保 育所	北九州市戸 畠区初音町 11番12 号	第4類	所長

を

	北九州市 立西戸畠 保育所	北九州市戸 畠区南鳥旗 町3番17 号	第4類	所長
--	---------------------	------------------------------	-----	----

に

改める。

別表第2の文書館の項に次の1号を加える。

(7) 市史の編さんに関すること。

別表第2の文書館の項の次に次のように加える。

#### 職員研修所

##### 研修係

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 職員の研修に関すること。
- (3) 職場研修の支援に関すること。
- (4) 職員の派遣研修に関すること。
- (5) 研修記録の整備保管に関すること。
- (6) 施設の維持管理に関すること。

別表第2の精神保健福祉センターの項に次の1号を加える。

- (9) いのちとこころの支援センターに関すること。

別表第2の総合保健福祉センター管理課管理係の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 健康づくりセンターの管理及び運営に関すること。

別表第2の保健所医務薬務課薬務係の項第2号中「医薬品販売業」を「薬局の開設及び医薬品販売業等」に改め、同表の夜宮青少年センターの項の次に次のように加える。

#### ユースステーション

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 所の管理運営に関すること。
- (3) 若者の支援に関すること。

別表第2の競輪事務所企画宣伝係の項を削り、同表の競艇事務所管理係の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 競艇臨時従事員の任免、賃金及び福利厚生に関すること。

別表第2の競艇事務所企画宣伝係の項及び同表の丸山・大谷開発事務所の項を削る。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱

う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

	福利課	福利課長		を
--	-----	------	--	---

	福利課	福利課長		に、
	職員研修所	職員研修所次長		」

	地域振興課	地域振興課長		を
	市民センター室	市民センター室長		」

	地域振興課	地域振興課長		に、
--	-------	--------	--	----

安全・安心部	安全・安心課	安全・安心課長		
	生活環境パトロールセンター	生活環境パトロールセンター所長		を
	民事暴力相談センター	民事暴力相談センター次長		」

安全・安心推進部	安全・安心推進課	安全・安心推進課長		
	安全・安心都市整備課	安全・安心都市整備課長		に、
	安全・安心相談センター	安全・安心相談センター所長		

「」

産業経 済局	総務政 策部	総務課	総務課長	産業経 済局長
		産業政策課	産業政策課長	
		学術振興課	学術振興課長	
	風評被害防止対策室		風評被害防止対策 室次長	
雇用開発室		雇用開発室次長		」を

「」

産業経 済局	総務政 策部	総務課	総務課長	産業経 済局長
		雇用政策課	雇用政策課長	
		サービス産業政 策課	サービス産業政策 課長	
	新成長戦略推進室		新成長戦略推進室 次長	

「」

新産業 振興部	貿易振興課	貿易振興課長	」を
	新産業振興課	新産業振興課長	

「」

新産業	国際ビジネス振 興課	国際ビジネス振興 課長	」に、
	新産業振興課	新産業振興課長	

振興部		
	高度人材育成課	高度人材育成課長

観光部	観光・コンベンション課	観光・コンベンション課長
-----	-------------	--------------

観光部	観光・コンベンション課	観光・コンベンション課長
	にぎわい推進課	にぎわい推進課長

	地産地消推進課	地産地消推進課長
--	---------	----------

6次産業・地産地消課	6次産業・地産地消課長
鳥獣被害対策課	鳥獣被害対策課長

住環境整備課	住環境整備課長
--------	---------

住まい向上支援課	住まい向上支援課長
----------	-----------

改める。

別表第2の門司区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

港湾空港局	総務部	総務経営課	総務経営課長	港湾空港局長
-------	-----	-------	--------	--------

を

に、

を

に、

を

に

を

「港湾空港局 総務部 総務企画課 総務企画課長 港湾空港局長」

港湾空港局	総務部	総務企画課	総務企画課長	港湾空港局長
-------	-----	-------	--------	--------

に、」

「整備部 管理課 管理課長  
計画課 計画課長  
整備課 整備課長」

整備部	管理課	管理課長
	計画課	計画課長
	整備課	整備課長

を」

「整備部 整備課 整備課長  
計画課 計画課長  
事業調整課 事業調整課長」

整備部	整備課	整備課長
	計画課	計画課長
	事業調整課	事業調整課長

に」

改め、同表の小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「生涯学習総合センター 生涯学習総合センター次長」

生涯学習総合センター	生涯学習総合センター次長
------------	--------------

を」

「生涯学習総合センター 管理運営課 管理運営課長」

生涯学習総合センター	管理運営課	管理運営課長
------------	-------	--------

に」

改め、同表の八幡東区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

たしろ少年自然の家	たしろ少年自然の 家所長		
丸山・大谷開発事務所	丸山・大谷開発事 務所長		

」

「

たしろ少年自然の家	たしろ少年自然の 家所長		
-----------	-----------------	--	--

」

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

長崎街道木屋瀬宿記念館	長崎街道木屋瀬宿 記念館副館長		
-------------	--------------------	--	--

」

「

市民文化スポーツ局	市民部	市民活動推進課	市民活動推進課長		
長崎街道木屋瀬宿記念館			長崎街道木屋瀬宿 記念館副館長		に、
保健福祉局	保健医療部	第2夜間・休日 急患センター準備室	第2夜間・休日急 患センター準備室 長		

」

「

総合保健福祉	保健所	西部生活衛生課	西部生活衛生課長		
--------	-----	---------	----------	--	--

」

セント ー					
----------	--	--	--	--	--

「

総合保 健福祉 センタ ー	保健 所	西部生活衛生課	西部生活衛生課長		
ユースステーション		ユースステーション所長		に、	

」

「

教育センター	教育センター所長		
--------	----------	--	--

」

「

教育センター	教育センター所長		
八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター所長	に	

」

改める。

(北九州市公印規則の一部改正)

3 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市長印の項中

「

丸山 ・大 谷開 発事 務所 専用 北九 州市	27	市長名をもつてする 丸山・大谷開発事務 所における公文書用	丸山・大谷 開発事務所 長	丸山・大谷 開発事務所
--	----	-------------------------------------	---------------------	----------------

」

長印				
学術 ・研 究都 市開 發事 務所 專用 北九 州市 長印		市長名をもつてする 学術・研究都市開発 事務所における公文 書用	学術・研究 都市開発事 務所長	学術・研究 都市開発事 務所

を

「	学術 ・研 究都 市開 發事 務所 專用 北九 州市 長印	27 市長名をもつてする 学術・研究都市開発 事務所における公文 書用	学術・研究 都市開発事 務所長	学術・研究 都市開発事 務所
---	--	--	-----------------------	----------------------

に

改め、同表の専用市長印の港湾空港局専用北州市長印の項中

「	港湾空港局 総務部総務 経営課長	港湾空港局 総務部総務 経営課	」を	港湾空港局 総務部総務 企画課長	港湾空港局 総務部総務 企画課	」に
---	------------------------	-----------------------	----	------------------------	-----------------------	----

改める。

(北九州市文書管理規則の一部改正)

- 4 北九州市文書管理規則（平成14年北九州市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「港湾空港局総務部総務経営課」を「港湾空港局総務部総務企画課」に改める。

別記様式の備考第2号の表中

港湾空港局総務部総務経営課	港湾空港局総務経営課
」を	

港湾空港局総務部総務企画課	港湾空港局総務企画課
」に	

改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

5 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の市民文化スポーツ局市民部の項中

	B	午前 10 時1 5分	午後 7時					を

市民活動推進課	一般事務員	A	午前 8時 30 分	午後 5時 15 分	勤務時間 中に1時間とし、 その时限は所属長	日曜日 及び土曜日	区分 の指定は、所 属長が行う。	に
		B	午後 0時 15 分	午後 9時	が定める			

改め、同表の市民文化スポーツ局安全・安心部の項中「安全・安心部」を「安全・安心推進部」に改め、同表の子ども家庭局子ども家庭部の項中

		遅出	午後 1時 15分	午後 10時					を
--	--	----	-----------------	-----------	--	--	--	--	---

		遅出	午後 1時 15分	午後 10時					に
ユースステーション	一般事務員	早出	午前 9時 30分	午後 6時 15分	勤務時間中に1時間とし、その时限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所屬長が指定する日	区分の指定は、所属長が行う。		
		遅出	午後 0時 30分	午後 9時 15分					

改める。

(北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部改正)

6 北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則（平成18年北九州市規則第109号）の一部を次のように改正する。

別表の港湾空港局（北九州市門司区西海岸一丁目2番7号に所在する市の事務所をいう。）及びその所管に属する事業所の項中「港湾空港局総務部総務経営課」を「港湾空港局総務部総務企画課」に改める。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第35号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和61年北九州市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部総務課の項中「施設係」を「施設企画係」に改め、同条総務部の項中「人事企画課」を「人事課」に改め、同条総務部人事企画課の項中「企画広報係」を「組織計画係」に改める。

第3条総務部総務課の項中「施設係」を「施設企画係」に改め、同条総務部総務課施設係の項に次の3号を加える。

(6) 重要事項の企画、調査及び研究並びに情報の収集及び分析に  
関すること。

(7) 重要な事務事業の連絡調整及び進行管理に関すること。

(8) その他企画に関すること。

第3条総務部の項中「人事企画課」を「人事課」に改め、同条総務部人事企画課の項中「企画広報係」を「組織計画係」に改め、同条総務部人事企画課企画広報係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、第10号を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

人事企画課 人事企画課長 を

」

「

人事課 人事課長 に

」

改める。

(北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部改正)

3 北九州市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年北九州市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「人事企画課長」を「人事課長」に改める。

第13条中「消防局総務部人事企画課」を「消防局総務部人事課」に改める。